

(ポイント)

●今般、警察庁が運転免許証の更新について、海外在留邦人の皆様が活用可能な手続きを以下の警察庁ホームページにて一覧で公表致しましたため、お知らせさせていただきます。詳細につきましては、以下の警察庁ホームページをご確認ください。

日本の運転免許証の更新等に係る特例について

1 当地に中長期にわたり滞在されている在留邦人の皆様におかれては、今般の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の状況において、日本の運転免許証の更新に関してお困りのこともあるかと思われまます。

2 今般、警察庁が運転免許証の更新について、海外在留邦人の皆様が活用可能な手続きを以下の警察庁ホームページにて一覧で公表致しましたため、お知らせさせていただきます。

○警察庁ホームページ（海外滞在者の自動車運転免許証の更新等に係る特例について）
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。）

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常の代表電話から緊急電話対応者に転送されます。